

藤沢記者クラブ各位

個人市民税の課税漏れについて

このたび、令和8年度個人市民税（県民税・森林環境税を含みます）に課税漏れがあったことが判明いたしました。

個人市民税を給与天引きする事業者に対して誤った特別徴収税額決定通知書を送付することとなり、事業者様並びに課税漏れとなった納税者の方に深くお詫び申し上げます。

誤った特別徴収税額決定通知書を送付した事業者に対しては、正しい税額に変更した通知書を5月19日に送付いたします。

今後、このような事態を繰り返さないためにも、原因を正確に捉え、適切な課税事務となるよう再発防止に努めてまいります。

1 課税漏れの概要

本年度の個人市民税課税に当たり、課税・非課税の判定に誤りが生じ、本来、課税すべき納税者に対して非課税として処理していました。

このことに伴い、個人市民税を給与から天引きする事業者に対して、従業員の一部に課税漏れが生じている特別徴収税額決定通知書を送付したものです。

2 課税漏れの影響の範囲

事業者数 256者
納税者数 283人分
税 額 31,900,200円

3 これまでの経過と今後の対応

5月14日 特別徴収税額決定通知を送付
15日 事業者からの問い合わせにより、一部に課税漏れのあることが判明
16日～ 課税漏れの範囲及び原因の特定
課税漏れに係る全件を改めて課税処理
19日 関係する事業者に特別徴収税額決定・変更通知書を送付

以 上

【この資料に関する問い合わせ先】
藤沢市役所 財務部 市民税課
内 線：2340
担 当：小泉、福岡
直 通：0466（50）3510